

相模原市大規模事業評価対応方針

事業名：(仮)職業能力開発総合大学校旧相模原校跡地周辺道路整備事業

平成27年10月20日作成

- 1 事業の必要性
評価調書のとおり、本市が事業を実施する。
- 2 事業の妥当性
評価調書のとおり、事業を進める。
- 3 事業の優先性
評価調書のとおり、事業を進める。
なお、事業により影響を及ぼす地域、周辺住民等に対し、職業大跡地利用に係る全体的な計画が具体化された段階で、事業内容の周知や調整を図るものとする。
- 4 事業の有効性
評価調書のとおり、事業を進める。
- 5 事業の経済性・効率性
評価調書のとおり、事業を進める。
事業費・財源等について引き続き検討し、コスト縮減に取り組むこととする。
- 6 環境・景観への配慮
環境・景観への配慮については、職業大跡地利用に係る全体的な計画が具体化された段階で地域に影響等の説明を行い、周辺住民と調整を図りながら事業を進めるものとする。
- 7 総合的所見
本事業は「相模原市都市計画マスタープラン」における道路構想の実現を図るとともに、リニア中央新幹線建設促進の一環となる事業であることから、相原高校の移転等、職業大跡地利用のスケジュールと整合した取り組みを進める必要がある。
事業の推進に当たっては、影響を及ぼす地域や周辺住民に説明を行い、地域の意見を踏まえた事業展開を図るものとする。